別記

第１号様式（第７条関係）

　　　年　　　月　　　日

株式会社八戸インテリジェントプラザ

代表取締役　　　　　　　　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |
| 名称 |  |
| 代表者職氏名 |  |

**八戸圏域中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業補助金交付申請書**

標記の補助金の交付を受けたいので、令和７年度八戸圏域中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業補助金第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | |  | | | | | |
| 主たる業種 | |  | | | | | |
| ※日本標準産業分類の中分類を記入すること。（複数業種を行っている場合は、売上高や付加価値額、従業員数等の経営指標の割合が最も多い業種を記入すること。） | | | | | |
| 資本金額  （個人は記入不要） | |  | 円 | 常時使用する  従業員数※ | |  | 人 |
| 事業の実施場所  （住所） | | □　上記、申請者住所に同じ。 | | | | | |
|  | | | | | |
| 八戸圏域内での  事業開始時期 | | 年　　　　　月 | | | | | |
| 連絡担当者 | 役職 |  | | ふりがな  氏　名 |  | | |
| 住所 | （〒　　　－　　　　） | | | | | |
|  | | | | | |
| 電話 |  | | | | | |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  | | | | | |

※「常時使用する従業員数」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」をいい、応募時点での該当者数を記入すること。

２　補助対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費の総額  （税抜）【Ａ】 |  | 円 |

３　補助金交付申請額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付申請額  （【Ａ】×補助率）  ※1,000未満切捨て | □　通常枠（補助率1/2）  □　産学官連携枠（補助率2/3）  □　事業承継枠（補助率2/3）  上限額2,000,000円 |  | 円 |

４　国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は市の他の補助金等（以下「他の補助金」という。）の申請状況

|  |
| --- |
| ※　当てはまるもの全てに☑してください。  □　過去１年以内に他の補助金で採択された、あるいは申請中の事業はない。  □　過去１年以内に他の補助金で採択された事業があり、当該事業は申請事業と別事業である。  （補助金名　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （補助事業名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □　他の補助金に申請中の事業があり、当該事業は申請事業と同一事業である。  （補助金名　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （補助事業名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □　他の補助金に申請中の事業があり、当該事業は申請事業と別事業である。  （補助金名　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （補助事業名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※ 必要に応じて他の補助金で採択された、あるいは申請中の事業計画書等の提出を求めることがある。

５　誓約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **八戸圏域中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。**（チェックなしの場合は、無効） | | | |
| № | ﾁｪｯｸ欄 | 誓約内容 |
| １ | □ | 大企業者又はみなし大企業者に該当しません。 |
| ２ | □ | 農林漁業を主たる業種とする者ではありません。 |
| ３ | □ | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当しません。（会社にあっては代表者及び役員） |
| ４ | □ | 申請事業は、次の事業に該当していません。  ⑴　事業の主たる課題の解決そのものを他者へ外注又は委託する事業  ⑵　資産品等の製造又は開発の主たる部分を他者に委託し、企画又は進捗管理のみを行う事業  ⑶　事業の実施にあたり、実質的に労働を伴わない事業、専ら資産運用的性格の強い事業  ⑷　購入した設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させる事業  ⑸　既に存在する技術・サービス又は機械装置・システムを単に導入するのみの事業  ⑹　公序良俗に反する事業  ⑺　法令に違反する及び法令に違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業  ⑻　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条各項に定める事業 |
| ５ | □ | 補助金の交付が決定した場合、事業者名、事業に関する事業計画の内容その他の情報について、八戸IP又は八戸圏域の市町村が出版物への掲載、展示、ウェブサイトへの掲載その他の方法により公表することについて同意します。 |
| ６ | □ | 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき、補助金を交付目的以外の用途に使用したときその他この要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還に応じます。 |
| ７ | □ | 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について八戸IPの承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しません。 |
| ８ | □ | 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保存します。また、八戸IPからこれらの内容について報告等の求めがあった場合は、これに応じます。 |
| ９ | □ | 八戸IPと八戸市との間で、申請内容等に関して情報提供を行うことに同意します。 |
| 10 | □ | 上記のほか、八戸圏域中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業補助金交付要綱その他関連規程を遵守します。 |